

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 月 1 日

各 位

経理担当総括理事

「談合等に係る違約金条項」の改正について

独立行政法人農畜産業振興機構が締結する契約については、平成 2 0 年 4 月 1 日付をもって「談合等に係る違約金条項」を導入したところですが、このたび、下記の通り、平成 2 1 年 1 月 1 日付をもって当該条項に係る独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則の一部を改正しましたのでお知らせ致します。

記

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（抜粋）

第 7 章 契約の解除及び変更

（契約の解除）

第 6 2 条 契約事務責任者は、契約の相手方が次に掲げる事項の一に該当する場合又は機構の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる旨を契約に定めておかなければならない。

(1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 契約事務責任者は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を契約の相手方に支払うものとする。

（損害の賠償）

第 6 3 条 契約事務責任者は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、契約の相手方に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

- (1) 機構の責めに帰すべき事由により相手方から解除の申し入れがあったとき。
- (2) 機構の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

(契約解除による違約金の徴収)

第64条 契約事務責任者は、第62条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、契約を解除したときは、契約の相手方から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に違約金として徴収しなければならない。

(談合等による違約金の徴収)

第65条 契約事務責任者は、契約の相手方が次のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない旨を契約に定めておかななければならない。

(1) 契約の相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。

(5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第66条 契約事務責任者は、第64条及び第65条の規定による違約金の請求において、第41条の規定による契約保証金が納入されているときは、その違約金は、契約保証金のうちから徴収するものとし、違約金の額が契約保証金の額を超えているときは、その超えている額を追徴する旨を契約に定めておかななければならない。

2 契約事務責任者は、契約の相手方が第64条及び第65条の違約金の請求において、契約の解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない旨を契約に定めておかななければならない。

(遅延利息)

第67条 契約事務責任者は、契約の相手方が第64条又は第65条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない旨を契約に定めておかななければならない。